

新潟市スマートシティ協議会 規約

(目的)

第1条 新潟市スマートシティ協議会（以下、「協議会」という。）は、公民が連携し、新潟市の地域課題の解決を図るため、ICT等の技術を活用し、にぎわいのある持続可能な都市（スマートシティ）を目指すことを目的とする。

(活動内容)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- 1 スマートシティ関連情報の共有
- 2 会員間での連携に対する支援
- 3 課題解決策等の検討に関する活動

(組織)

第3条 協議会は、第1条の目的に賛同する事業者や団体、有識者、大学等研究機関、金融機関、行政機関等の会員により構成される。（別表1に掲げるとおり）

- 2 協議会へ入会しようとする場合は、「別紙1 新潟市スマートシティ協議会 入会申込書」及び「別紙2 誓約書」を協議会に届け出て協議会に入会することができる。
- 3 協議会を退会しようとする会員は、書面により協議会に届け出て退会することができる。
- 4 会員が次の各号のいずれか又はすべてに該当する場合、その会員の三分の二の同意を得て、除名することができる。
 - (1) 本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき
 - (2) 会員が解散又は営業を停止したとき
 - (3) 暴力団等反社会勢力と関係があることが判明したとき
 - (4) その他、協議会の運営にあたって重大な支障が生じるなど正当な事由があると認められた時

(協議会の代表)

第4条 協議会に代表を置く。（別表1に掲げるとおり）

- 2 代表は、協議会の長として、会務を総理する。

(任期)

第5条 代表等の任期は、原則単年度とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 代表が欠けた場合において、新たに就任した代表の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 代表は、任期終了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(会議等)

第6条 協議会は、必要に応じて代表が招集し開催する。

- 2 協議会は会議を原則公開とする。ただし、会議の内容が、新潟市情報公開条例を準用し、当該条例第6条各号に掲げる情報（非公開情報）に相当するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、

この限りではない。

- 3 協議会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、代表の決するところによる。

(ワーキンググループ)

第7条 協議会に、具体的な事業を検討、実施するためのワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループに幹事を置き、代表が指名する。

- 3 ワーキンググループのワーキンググループメンバー（略称、「WGメンバー」）は、幹事が指名する。

- 4 前3項に定めるもののほか、ワーキンググループに関し必要な事項は、代表が別に定める。

(関係者の意見聴取等)

第8条 協議会は、活動のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(経費等)

第9条 会議等に要する費用及び参加報酬等は、特に事務局からの提示がない限り、会員の自己負担とする。

(秘密保持義務)

第10条 会員は、秘密保持に関する次の各号を遵守する。

- 1 協議会において知り得た活動内容または他の会員に関する一切の情報及び相互の交流により知り得た他の会員の秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

- 2 退会後についても、上記の情報、秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。

(知的財産権等の帰属)

第11条 協議会の活動に関連した知的財産権等（特許、著作権等）については、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 会員が提供した資料、情報等にかかる知的財産権等（特許、著作権等）は当該会員に帰属する。

- 2 新たに知的財産権等に関する出願等を行う場合は、協議会に報告の上、別途協議を行う。

(事務局)

第12条 協議会に事務局をおく。（別表1に掲げるとおり）

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で別に定める。

附 則

この規約は、令和2年1月30日から適用する。

(別紙1)

申込日 年 月 日

新潟市スマートシティ協議会 入会申込書

「新潟市スマートシティ協議会規約」の内容を確認し、「新潟市スマートシティ協議会」の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

会社名又は団体名		代表者印
代表者役職及び氏名		印
会社又は団体の所在地	〒	
連絡先	担当者役職及び氏名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	

協議会への入会理由 (必須)	※100 文字以上
協議会に期待すること (必須)	
御社の事業内容及び PR ポイント (必須)	
事業提案 (任意)	※提案者が主体的に行う取り組みについて記載してください。 別紙等に記載可

※当協議会では、ホームページへの活動内容掲載など協議会の取り組みを広く PR していきたいと考えています。掲載時の企業・団体名、企業・団体ロゴ等の指定がある場合には、使用条件等を含め、別途お知らせください。

(別紙2)

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市スマートシティ協議会

誓約書

当社、当団体、私は、新潟市スマートシティ協議会会員として、「新潟市スマートシティ協議会規約」を遵守します。

住所 新潟市中央区●●○丁目○番地

会社名 ●●●●●●株式会社

代表者名 代表取締役 ○○ ○○○

※代表者印及び社印を押印してください。

新潟市スマートシティ協議会 会員

会員団体等名称	分担する役割
あいおいニッセイ同和損害保険（株）新潟支店	
（株）NTTドコモ 新潟支店	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会代表（契約代表者） ・事務局 ・口座管理
エヌシーイー（株）	
OpenStreet（株）	
木山産業（株）	
Gugenka®（株）シーエスレポーターズ	
グリーン産業（株）	
（株）国際総合計画	
佐渡汽船（株）	
（新潟大学工学部）佐々木 重信	
（株）ジェイアール東日本企画 新潟支店	
事業創造大学院大学	
ソフトバンク（株）	
太陽交通（株）	
太陽交通新潟（有）	
（株）第四銀行 営業本部	
東京海上日動火災保険（株）	
（株）ナカノアイシステム	
日本ユニシス（株）	
（一社）新潟県都市整備協会	

会員団体等名称	分担する役割
新潟市ハイヤータクシー協会	
新潟商工会議所	
新潟駐車協会	
新潟古町まちづくり（株）	
東日本電信電話（株）新潟支店	
東日本旅客鉄道（株）新潟支社	
(株) BSN アイネット	
(株) 福山コンサルタント 東京支社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局 ・ 会計
富士通（株）新潟支社	
フラー（株）	
信濃川下流河川事務所	
新潟国道事務所	
新潟市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局